

＜経済環境適応資金 事業承継資金【特定経営承継】＞

| (1) 資金名・略称 | 事業承継資金【特定経営承継】 | |
|---------------|---|---|
| | 略称「環承経特」 | 略称「環承経特準」 |
| (2) 融資対象※1 | 事業承継を実施した経営承継円滑化法第12条第1項第1号イに基づく知事の認定を受けた中小企業者（以下、「認定中小企業者」という。）の代表者個人 | 経営承継円滑化法第12条第1項第3号に基づく知事の認定を受けた事業を営んでいない個人 |
| (3) 資金使途 | 知事が認定した経営の承継の円滑化に必要な以下のいずれかの資金 ① 認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得するための資金 ② 認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等の取得資金 ③ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき資金 ⑤ 認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金 | 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下のものを取得するために必要な資金 ① 他の中小企業者が有する事業用資産等 ② 他の中小企業者である会社の株式等（取得後に総株主の議決権の過半数を有すること） |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 | |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.3%以内 | |
| | 3年超5年以内 年1.4%以内 | |
| | 5年超7年以内 年1.5%以内 | |
| | 7年超10年以内 年1.6%以内 | |
| (6) 金利区分 | 特別金利3 | |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 | |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 | |
| (9) 保証制度 | 特定経営承継関連保証【別枠保証】 | 特定経営承継準備関連保証【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 | |
| (11) 必要書類 | ① 経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の必要書類の写し （金利優遇措置を受ける場合のみ） ② 証明申請書（様式6号） | |
| (12) 申込受付機関 | 主たる取引関係を有する取扱金融機関※2 | 取扱金融機関 |
| (13) 金利優遇措置※3 | 愛知県事業承継ネットワークの構成機関等による支援を受けた者については、上記金利から0.2%引下げる | |
| (14) 連帯保証 | 原則として認定中小企業者以外の連帯保証は要しない | 原則として法人代表者又は他の中小企業者（会社に限る）以外の連帯保証は要しない |
| (15) その他 | 認定を受けた日の翌日から1年を経過する日までに、保証協会が申込みを受付することを要する | |

※1 融資対象で規定する代表者個人は、以下に該当することを要件とする。

- (1) 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。
- (2) 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。
- (3) 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
- (4) 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと
- (5) 認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。
- (6) その他諸費用が生じたこと。

- ※2 申込受付機関で規定する「主たる取引関係を有する取扱金融機関」とは、原則として、申込者の既往取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証債務残高が多い、融資に留まらず経営に係る相談その他の経営支援を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築している者として申込者が認識する金融機関を指す。
- ※3 金利優遇措置を受ける場合は、証明申請書（様式6号）を愛知県事業承継ネットワークの構成機関等に提出し、計画が当該構成機関等の支援を受けて作成されたものである旨の証明を受けたうえで名古屋商工会議所に提出し、当該構成機関等が愛知県事業承継ネットワークの構成機関等である旨の証明を受けなければならない。